

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
 ☎ 092-982-4188
 Fax092-982-6170
 Eメール akiko@b-souken.com

庭木もやっと色づく



今年は、“暑い、暑い”と言っていた猛暑から、一気に晩秋になりました。

12月中旬になって、庭木もやっと色づき始めました。

この木は、鳥が運んできたものですが、我が

家の庭の真ん中に、“でーん”と根付いてしまっています。



育児休業支援が拡充されます 「育休中等業務代替支援コース」

中小企業が育児休業等を利用しやすくするために職務を代替する体制の整備への支援が拡充されました。仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業を支援するため「育休中等業務代替支援コース」(令和6年1月1日制定)を、中小企業がより利用しやすくするために職務を代替する体制の整備への支援が拡充されました。

この内容は、2024年1月1日以降に、育児休業(産後休業から引き続き休業する場合は、産後休業)または、育児のための短時間勤務制度を利用し、業務の見直しや効率化、就業規則等を整備して、制度の利用を開始した場合に適

用されます。

拡充された主な内容

育児休業者の業務を代替する周囲の労働に手当を支給した場合
代替する労働者に支給した手当に応じて
主な支給要件 ①代替業務の見直し・効率化 ②手当等を就業規則等に規定 ③7日以上の育児休業取得 ④業務代替者への手当の支給
短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合
代替する労働者に支給した手当に応じて
主な支給要件 ①代替業務の見直し・効率化 ②手当等を就業規則等に規定 ③1か月以上の短時間勤務利用 ④業務代替者への手当の支給
育児休業取得者の代替要員を新規雇用(派遣を含む)で確保した場合
代替要員が業務を代替した期間に応じて
主な支給要件 ①代替要員を新規雇用または派遣で確保 ②7日以上の育児休業取得 ③代替要員が業務を代替

※助成金額やそのほかの要件などについては、お気軽にお声かけください。



アボカドの肉巻きフライ

地元の鳥栖の居酒屋盥でアボカドの肉巻きフライをいただきました。

とても美味しかったので、家でも作ってみました。お店のようにうまくはできませんでしたが、

それなりのおいしさでした。

さっそく、仕事仲間の方たちと盥で忘年会を開くと大好評でした。(盥の料理はもったきれいです)



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子
 TEL 092-982-4188
 FAX 092-982-6170

Eメール: akiko@b-souken.com

残業割増賃金の定額払い

Q&A

Q：残業手当の定額払いについて教えてください。

A：残業手当の定額払いは、あらかじめ定められた時間外労働や休日労働、深夜労働、深夜労働に対する割増賃金を、毎月定額で支給する制度です。

Q：定額制にするメリットはどんなことがありますか。

A：メリットとしては、①残業手当の変動が少なくなるので人件費の把握がしやすい②給与計算が簡略化できる③年間の収支予算が立てやすくなる一などが言われています。

Q：デメリットもあるのですか。

A：デメリットというわけではありませんが、①導入するにあたって、決められた就労時間に支払う賃金と割増賃金を支払う残業時間が明確であること②定額残業手当が時間外労働の割増賃金を下回っていないか一などがきちんとわかるようにすることです。

Q：そうすると、いま把握している勤務時間の管理との違いがあまりないように思いますが、そうですか。

A：そうです。労働基準法第24条は賃金の「全額払い原則」および「毎月払いの原則」を定めており、定額の割増賃金が実際の時間外労働に支払うべき額を上回る場合に限り認められる制度です。

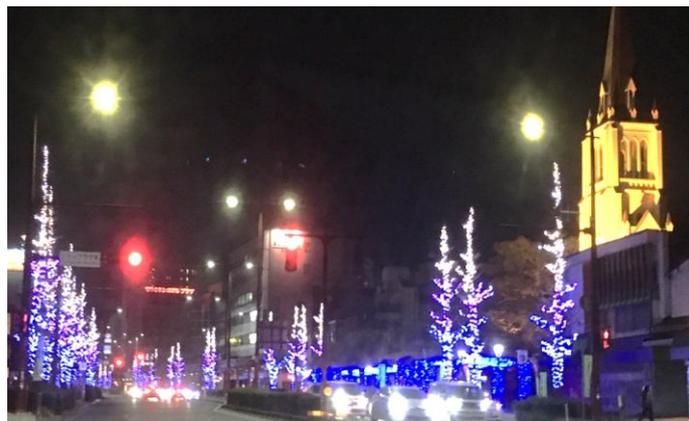
Q：勤務形態が変則で、計算が面倒だから、定額残業手当としたほうがいいかなと思っていました。

A：定額残業制の導入には、実際の就労時間の管理がしやすい事業所では、実態に即して導入することができますが、変則勤務の事業所での導入には、いくつものハードルがあるように思います。

導入については、再考することが賢明だと思います。

クリスマスイルミネーション

くるめ光の祭典ほとめきファンタジー



久留米市の中心街でイルミネーションがきれいです。この“光の祭典”は、2月16日まで点灯されています。

あとがき

多くの方々に支えられ人事労務センター通信12月号(第143号)を発行することが出来ました。

今年は、夏休みに長男の家族が(大人2人と子ども3人で久方振りに)帰省しました。朝から、晩まで一緒に過ごすことのない孫達との生活は、楽しいものでした。

次男の家族が帰省したのは、暑い夏休みでしたので、かなりの強硬スケジュールとなりましたが、大きなプールで思いっきり遊んで、孫たちは嬉しそうでした。

そして、もう一つの喜びは、11月に大阪で開かれた「空手道」の大会でした。

孫は、東京から大阪まで遠征しての大会でした。

爺と婆も大阪まで遠征しての応援。“子どもたちのファイト一杯の姿”に感動しました。孫とのふれあいは、格別です。

今年も年末年始を東京で過ごし、孫たちとのふれあいを楽しみます。



人事労務センター
ホームページURL

<https://roumu.b-souken.com>